

## 知ってたらちょっと得かも 公的保険 公的年金

社会保険労務士 坂下 留美

### 離婚時の年金分割について2

今回は前回の続きで「離婚時の年金分割」のお話です。「離婚時の年金分割」といっても実は2種類。今回は「離婚時の厚生年金の分割制度」のお話をしました。婚姻期間の厚生年金加入期間のお給料（総報酬額）を合計して、2人で分け合うという制度でしたね。

この制度は、平成19年4月以降の離婚であれば、それ以前の結婚していた間の年金加入期間を分け合うことができました。結婚していた期間が長ければ、分割する対象期間も長くなり、将来受け取る老齢年金の額が大きくなります。婚姻期間中、1つのお財布から協力して保険料を納めていたのだから、夫婦が離婚した後、2人の受け取る年金額に差がでてしまうことは不公平。それを話し合いで解決しようとする制度でした。

しかし、この制度大きな問題がありました。それは、「分割割合」を話し合いで決めなければならないということ。最大、分割する割合は5対5でもよいし、厚生年金加入期間のない妻（夫）であれば1対9になることも考えられる。将来を考えれば「ヘビーな戦い」が繰り返されるのが予想されます。合意に至らなければ裁判手続きによる割合決定になります。費用も時間もかかりますよね。

#### **離婚時の第3号被保険者期間の厚生年金分割制度（平成20年4月施行）**

今回は「離婚時の第3号被保険者期間の厚生年金の分割制度」と呼ばれる制度のお話。なんて長い名前なんだ。。（以下第3号期間分割制度と略）これは簡単に言うと、サラリーマンの夫（妻）に扶養されていた期間の年金記録を分割するよ！ということ。この制度は先ほどの「厚生年金の分割制度」とちがって話し合いによる分割割合を決定する必要はありません。一方的な請求によって1/2分けてもらえます。自動的に分割されるので「分けたくない！！」と反論することはできません。平成20年4月以降に離婚が成立した人たちが対象です。「厚生年金の離婚分割」制度の開始とは1年のずれがあります。

平成19年4月以降の離婚であっても、平成20年4月前であれば「厚生年金の分割制度」の対象にはなるけれど「第3号期間分割制度」の対象にはなりません。

では、平成20年4月まで待って、分割が難しそうな「厚生年金の分割制度」ではなく「第3号期間分割制度」を活用すればよいのでは？？と思われる方が多いと思います。が、それも簡単にはいきません。

ポイントは2つ

- ① **平成20年4月以降の婚姻期間が対象である** 離婚を考えている夫婦がいるとすれば、「施行を待っている」現在の期間は対象にならないということです。将来に向かっての制度なので、過去には対応していないんですね。平成20年4月前の期間はあくまでも「厚生年金の分割制度」にのっとり分割します。

- ② **第3号被保険者期間のみが対象** あくまでも扶養されていた期間が対象なので、パートやアルバイト等で家計の足しにしようと働きに出たとき、厚生年金に加入したり、170万円以上の年収が見込まれる場合は対象になりません。当然に夫（妻）がサラリーマンでないといけないので、平成20年以降の配偶者の職業に左右されます。

最後に 「年金分割」制度は現在のライフスタイルの変化による時代の要求によってつくられた制度です。自分の生き方に合った制度の利用は大切なことだと思います。只、分割したからといって老後に十分な年金額が保障されるとはかぎりません。又いくら分割してもらえたからといっても、その後保険料を未納してしまったら受け取る権利がなくなってしまいます。基本をもう一度見つめなおしてみてくださいね。